

避難所におけるペット対応の手引き



令和6年8月

松江市防災部防災危機管理課

手引きの内容

はじめに	1
1. 避難所でのペット飼育の原則	2
2. 避難所におけるペットの管理・受付手順	3
(1) ペットの管理方法について	3
(2) ペット同行避難者の受付手順	3
(3) 避難所運営委員会	5
避難所飼育場所の基本レイアウト(例)	6
同行避難管理簿	7
同行避難ペット登録票	8
ペットの飼育ルール(例)	9
3. ペットの飼い主としての心構え	10
(1) 平常時に備えておくこと	11
(2) 災害時に必要なこと	13

はじめに

災害時には、家屋が損壊した方等が避難所へ大勢避難してきて、共同生活をするようになります。そのため、松江市では円滑な避難所運営を行うため、各避難所に「避難所運営委員会（※1）」を設置し避難所運営の体制をつくることになります。

避難者の中にはペットを連れて避難（同行避難（※2））してくる方もおられます。これまでの災害では、ペットがいることによってつらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方、他の避難者との間のペットによるトラブルなどを招くこともありました。そのような問題を未然に防ぐためには、避難所で一定のルールが必要になることから、「避難所におけるペット対応の手引き」を作成しましたので、ご活用ください。

※1 避難所運営委員会

- ・ 災害時に円滑に避難所の開設・運営を行うために、地域の自治会、自主防災組織、避難所となる施設の管理者、市の避難所担当職員などが一体となって設置する組織です。

※2 同行避難

- ・ 災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

ペットの飼い主向け

Ⅰ. 避難所でのペット飼育の原則

(1) ペットの飼育は飼い主の責任です。

避難所では、飼い主が責任を持ってペットの世話や当面の餌の確保をしてください。飼育場所の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することも必要です。

また、ペットを飼っていない方への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められます。

(2) ペットの一時飼育スペースは居住スペースと分けます。

ペットの飼育場所は、人の居住スペースと分けてください。避難所には、動物にアレルギーを持つ方、動物が苦手な方や動物に不用意に手を出しかねない幼い子どもなどもあります。周囲の人に配慮し、一時飼育スペース以外(居住スペース等)には連れていくことはできません。

(3) 避難所の飼育ルールを守ります。

大勢の人が共同生活を送る避難所において、ペットに関するトラブルが生じないように、各避難所で決められた飼育ルールを守り、飼い主以外の避難者にも配慮することを心掛け、衛生的な飼育をしなければなりません。

※ 「身体障がい者補助犬」と避難所などへの同伴について

- ・ 身体障がい者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)は本手引きで対象としているペットとは異なるため法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障がい者が避難所などへ身体障がい者補助犬を同伴して避難した場合には、身体障がい者補助犬を拒んではならないことが法律で定められています。したがって、身体障がい者と身体障がい者補助犬を分離せず受入れることが必要です。

2. 避難所におけるペットの管理・受付手順

(1) ペットの管理方法について

- ① 避難所内の一時飼育スペースとして、ケージを置いたり柱などにつなぐことができる設営可能な場所を選定します。可能であれば、動物の種類ごとに場所を分けることができれば、なお良いでしょう。

望ましい場所としては(6ページ図1参照)、

ア. 避難者とペットの動線ができるだけ交わらない場所

イ. 鳴き声や臭いが居住場所にできるだけ届かない場所

ウ. できるだけ雨風がしのげる場所

エ. できるだけ鉄道や幹線道路等に面しない、刺激の少ない場所

なお、避難所運営委員会において室内での飼育が可能と決定された場合は、上記の管理方法に基づき飼育ができます(6ページ図2参照)。

- ② 避難所の基本的なルールを作成します。

動物が苦手な方や、動物にアレルギーを持つ方等とのトラブルを避けるためにも、飼育ルールが必要です。

9ページの「〈ペットの飼育ルール(例)〉」を参考に作成しましょう。

(2) ペット同行避難者の受付手順

- ① 受け入れが可能なペットであるかを判断

ペット同行避難者の受付窓口にて、飼い主にペット管理簿(参考様式1)とペット登録票(参考様式2)を記入してもらいます。(可能であればペットの写真を記録)

・ 受け入れ可能なペット

被災者全体の安全を確保する観点から、避難所等で受け入れ可能なペットは、原則として、家庭で飼育されている、犬、猫、小動物(うさぎ、小鳥、ハムスター、小型爬虫類など)です。

・ 受け入れできない動物

ア. 特定動物(ライオン、熊、大型の爬虫類など)、危険な動物

イ. ペットショップなどで販売、保管されている犬猫など

ウ. 上記受け入れ可能なペットでも、人に対して危害を加える可能性のある、保管に設備が必要であるなど、避難所運営委員会が受け入れ困難と判断した動物。

※ 上記の動物は飼い主が平時から受入れ先を定めておくことが重要です。

② 飼い主に、飼育ルールを守るように説明

ペットの飼育ルール(例)(参考様式3)を配布します。

また、ペット及びケージに所有者などを明示するよう指示します。

・所有者などの明示方法

被災者全体の安全を確保する観点から、避難所等で受け入れ可能なペットは、原則として、家庭で飼育されている、犬、猫、小動物(うさぎ、小鳥、ハムスター、小型爬虫類など)です。

ア. 首輪やハーネスに名札が付いていない場合は、ネームタグなどで代用する(ビニールテープなどで自作することもできます)。

イ. ケージに収容している場合は、ケージにガムテープなどを貼り明示する。

③ 同行避難してきた飼い主とペットを、ペット一時飼育スペースに誘導

ペット一時飼育スペースは、原則、人の居住スペースと分離します。

④ ペット家族会結成の呼びかけ

一時飼育スペースのペットの飼育や衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行います。避難所等において、飼い主同士の協力体制を築くため、ペットの家族会を結成してもらうことが望ましいです。

・ ペット家族会の結成とその役割について

ア. ペット家族会の立ち上げ

避難した飼い主全員でペット家族会を立ち上げます。

イ. 代表者の選出

代表者として、責任者及び数人の副責任者を選出します。

代表者は、グループを誘導するほか、避難所運営委員会との連絡調整を担当します。

ウ. 飼育ルールの周知

飼い主全員に飼育ルールを周知しましょう。

飼育ルールを避難所内に掲示するなどして他の避難者へも周知し、理解を得ましょう。

エ. 避難所運営委員会への報告

代表者は、避難所運営委員会に飼育場所を確認し、ペットの種類や数、飼い主数などを報告します。

オ. 飼育場所の設営

ペット家族会で共同して、飼育場所を設営します。

カ. 飼育場所への収容

・ 代表者の指示に従い、飼い主はペットを飼育場所に収容する。

・ 動物種ごとに場所を分けたり、ケージに覆いをしたり、間仕切りを置いたりして、動物同士のストレスを軽減しましょう。

・ ペットを登録する管理簿を作成します。また、個々の動物に名札を付けるなど、飼い主がわかるようにすることが望ましいです。

キ. 飼育・管理

ペット家族会が行う「共同作業」と個々の飼い主が行う「個別作業」を整理し、協力して管理しましょう。

ア) 共同作業

ペット家族会全員でローテーションを組んで行います。

- ・ 飼育場所及びその周辺の清掃、消毒
- ・ 共用トイレの清掃、汚物の処理
- ・ ペット関係救援物資の管理

イ) 個別作業

危害防止のため、個々の飼い主の管理が望ましい作業です。

- ・ 餌やり、給水、食べ残しの片づけ
- ・ 散歩、ブラッシング
- ・ ケージ内外及び周辺の清掃等

ウ) 周囲に配慮し、飼育ルールを守った適正な管理

避難所には、様々な方が避難しています。飼育ルールを守って適正に管理し、周囲の人への配慮を忘れないようにしましょう。また、飼育場所だけでなく避難所自体の運営にも協力しましょう。

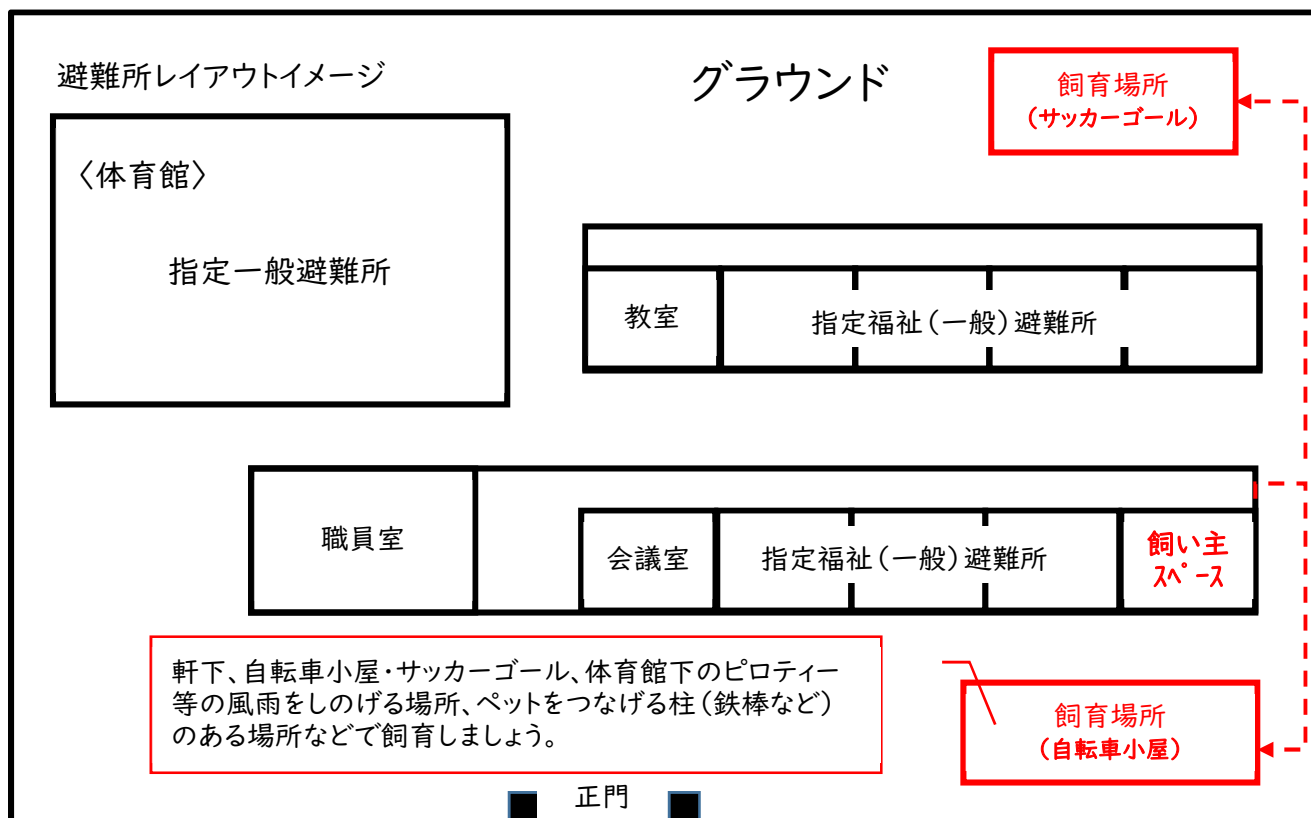
エ) トラブルへの対処

他の避難者からの苦情等、トラブルが発生した場合には、解決するよう努めましょう。

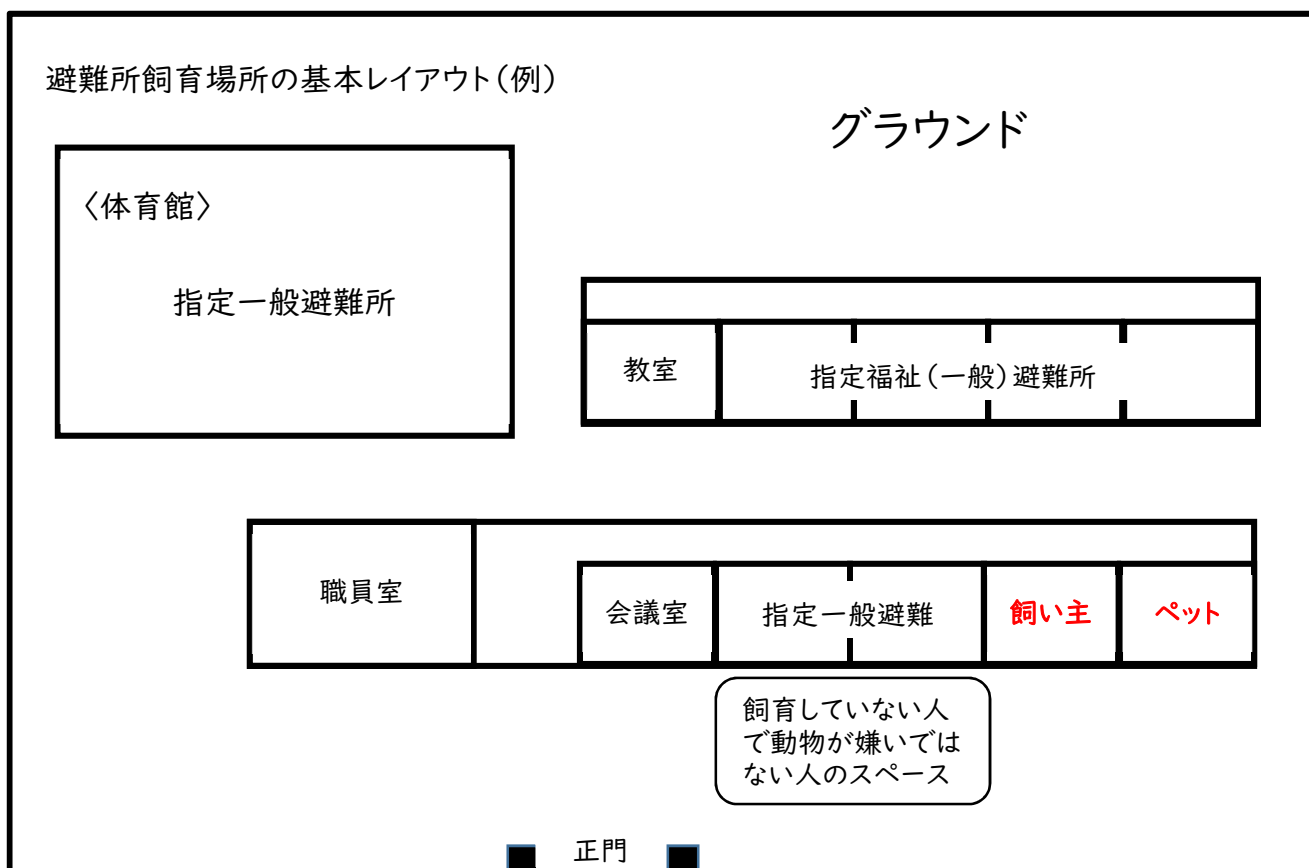
(3) 避難所運営委員会

- ① ペットの飼育場所や飼育ルールを周知するとともに、ペット管理簿等により避難所に入った飼い主とペットの状況を把握します。
- ② ペットを連れた飼い主がペット家族会を作る支援をします。
- ③ ペット家族会と連携し、他の避難者とのトラブルが無いように注意します。

〈図1 避難所飼育場所の基本レイアウト(例)〉



〈図2 避難所運営委員会で室内飼育が可能と判断された基本レイアウト(例)〉



同行避難ペット管理簿

(参考様式1)

施設名(避難所名)

避難所運営委員会(代表者名)

No.	入所日	退所日	飼い主 名前	ペット			備 考
				呼び名	種類	一時飼育スペース場所	
					犬・猫 ()		
					犬・猫 ()		
					犬・猫 ()		
					犬・猫 ()		
					犬・猫 ()		
					犬・猫 ()		
					犬・猫 ()		

(参考様式2)

同行避難ペット登録票

管理番号	
入所日	年 月 日
退所日	年 月 日

※ 複数のペットと同行された人は、1頭につき1枚ご記入ください。

飼 い 主	名 前	(フリガナ)
	避難前住所	松江市
	避難所等での 避難スペース	(例) 体育館、1階多目的室等
	電 話	
	携 帯	
ペ ツ ト	呼び名	
	動物の種類	犬・猫・その他() 犬の場合 体格(大・中・小) 狂犬病予防法に基づく登録(有<登録番号 >・無) 今年度狂犬病予防注射 (済<済票番号 >・未)
	品種など	雑種 ・ ()
	性 別	オス ・ メス → 避妊去勢手術(済 ・ 未)
	特 徴(毛色等)	
	マイクロチップ	有(番号) ・ 無
	かかりつけ 動物病院	(町)
	特記事項	

ペットの飼育ルール(例)

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所等では次のルールに基づいて、
飼い主が責任を持って飼育を行ってください。

1. ペットは決められた飼育スペースでケージに入れるか、柱などにつなぐなどして飼育してください。ケージの置き場や、つなぐ場所は、避難所運営委員会の指示に従ってください。
決められた飼育スペース以外で、ペットを飼育しないでください。
2. ペットには飼い主の名前、連絡先、ペットの名前を書いた名札をつけましょう。
※ ペットに直接つけるのが難しい場合はネームタグなどで代用する(ビニールテープなどで自作することもできます)。
3. ペットの飼育に関する必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行ってください。飼い主同士で協力し、助け合いながら飼育をするようにしてください。
※ ペットに必要な資材(ケージ、食器、その他の用具)と当面の餌などは、原則、飼い主がそれぞれ用意します。関連の救援物資はすぐに届くとは限りません。
4. ペットやケージ内、飼育場所を清潔に保つようにしてください。
 - ・ できるだけ決められた時間に給餌し、食べ残した餌は必ず後始末してください。
 - ・ 排泄物や抜け毛は必ず後始末してください。
5. ペットの飼育場所及びその周辺の清掃をしてください。
6. ペットによる苦情・危害防止に努めてください。苦情やトラブルが発生した場合は、みんなで話し合って解決するように努めましょう。
7. 一時的に親戚や知人に預けるなどの方法も検討してください。避難生活が長期化する場合、飼い主とペットのストレスは大きくなるので、ストレスを軽減する方法を検討しましょう。

避難所等には、動物にアレルギーのある人や、動物が苦手な人もいます。

飼い主さん同士が助け合って、周囲にも配慮を示すことが大切です。

3. ペットの飼い主としての心構え

(1) 平常時に備えておくこと

① ペット所有者の明示

日頃から、ペットが逃げないように十分な対策を講じておくことが前提ですが、災害時に飼い主とペットが離れ離れになることがあるため、飼い主の元に戻れるよう、飼い主を識別できる情報が必要です。次の「飼い主の明示方法」を参考に、所有者（飼い主名）を明示しておきましょう。また、スマートフォンにペットの写真を入れておくことで、保護された動物が自分のペットかどうか見分ける助けとなります。

飼い主の明示方法

犬の場合	猫の場合	その他の小動物の場合
・ 鑑札※1 ・ 注射済票※1 ・ マイクロチップ※2 ・ 迷子札（飼い主の名前・連絡先等を記載） ・ 首輪（裏に飼い主の名前・連絡先等を記載）	・ マイクロチップ ・ 迷子札（飼い主の名前・連絡先等を記載） ・ 首輪（裏に飼い主の名前・連絡先等を記載）	・ 足（脚）環、耳輪等 ・ マイクロチップ

※ 1 鑑札、注射済票の装着は、法律上の義務です。

※ 2 マイクロチップとは、

直径 2mm、長さ約 8～12mm の円筒形の電子標識器具で、獣医師等が専用の注入器で体内に埋め込むことで、個体の識別をすることができるものです。ペットにマイクロチップを装着し、所有者情報を登録していると、災害時にペットが保護された際、行政機関や警察、動物病院の獣医師が、埋め込まれたマイクロチップ番号を読み取り、飼い主に連絡できます。災害時に備えて、ペットにマイクロチップを装着し、最新の所有者情報を登録するようお願いします。

② ペットのしつけと健康管理

ア. 健康管理をしておく

- ア) 避難所等ではストレスなどによりペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などを示すことが報告されているほか、他の動物との接触が増えることから、感染症へのリスクが高くなります。
- イ) 普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミ・マダニ等の外部寄生虫の駆除を行うとともに、トリミングするなど、ペットの健康と衛生を確保してください。
- ウ) ワクチンや服用薬などを記録したペットの健康手帳を作っておくことや、それらの記録をスマートフォンに写真を残すことで、避難先でもペットの健康情報を確認できます。

イ. 不妊・去勢手術をしておく

- ア) 災害時にペットが離れ離れになったときの繁殖を防ぐため、不妊・去勢手術をしておくことが重要です。性ホルモンによるストレスの軽減や感染症の予防、無駄吠えなどの問題行動を抑える、といった効果が期待できます。

ウ. 普段からのペットのしつけ

- ア) 犬の場合
 - ・ 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの簡単なしつけを行い、社会性を身につけさせておく。
 - ・ ケージ等の中に入ることを嫌がらないようにする。
 - ・ 不必要に吠えないしつけを行う。
 - ・ 人や他の動物を怖がったり、攻撃的にならないようにする。
 - ・ 決められた場所で排泄ができるようにする。
- イ) 猫の場合
 - ・ キャリーバッグやケージに入ることを嫌がらないようにする。
 - ・ 人や他の動物を怖がらないようにする。
 - ・ 決められた場所で排泄ができるようにする。

③ 動物用避難用品の確保

避難先においてペットの飼育に必要なものは、基本的に飼い主が用意する必要があります。

避難所等に支援物資が到着するまでには相当の日数を要することから、リードやキャリーバッグなどの安全に避難するための物品の他、少なくとも5日分以上（できれば7日分以上）の食料や物資を入れた「ペット用非常持出袋」を準備しておきましょう。

ア. ペットを避難させるために必要な避難用品の例

犬の場合	猫の場合
・首輪とリード ・ケージ（屋根や扉のついたもの） ・犬用靴下やバンテージ（大型犬を歩かせて避難させる場合、がれきなどによる怪我を防止する）	・キャリーバッグやケージ（屋根や扉のついたもの）

イ. ペット用の備蓄品の例

- ア) 動物の健康や命を守るため必要なもの
- ・療法食、薬
 - ・ペットフード、水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）
 - ・予備の首輪、リード（伸縮しないもの）
 - ・ペットシート
 - ・排泄物の処理用具
 - ・トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、又は使用済みの猫砂の一部）
 - ・食器
 - ・飼い主の連絡先と、ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先、預け先などの情報、ペットの写真（飼い主と一緒に写っているものを推奨）
 - ・ワクチン接種状況、既往歴、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報
- イ) その他、準備しておくほうが望ましいもの
- ・タオル、ブラシ
 - ・ウエットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など、色々なことに使えます）
 - ・ビニール袋（排泄物の処理など、色々なことに使えます）
 - ・お気に入りのおもちゃなど、その動物のにおいがついた用品
 - ・洗濯ネット（猫の場合、屋外診療や保護の際に有用です）
 - ・ガムテープやサインペン（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示など、さまざまな使い方ができます）

④ 避難可能な避難先の情報収集

- ・災害時に備え、あらかじめハザードマップ等で避難所や親戚、知人宅等の避難先を確認し、その避難先にペットを連れていくための所要時間やルート上の危険な場所、想定していたルートが通れなくなっている場合に備え、複数のルートを確認しておきましょう。

⑤ ペットの一時預け先の確保

- ・避難所等での飼育以外にも親戚や友人、動物病院、ペットホテルなど、複数の一時預け先を確保しましょう。
- ・特に大型の動物や危険な動物など、専用の飼育施設が必要な動物については、避難所等で受け入れが困難であるため、そのようなペットを飼っている飼い主は特に準備が必要です。避難所で受入れできない動物については、3 ページを参照してください。

⑥ 飼い主同士の協力体制（家族や地域住民との連携・同行避難訓練）

- ・地域で開催される出前講座や防災活動（防災訓練など）などに参加し、ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民との間で話し合っておきましょう。
- ・普段から近隣住民と良好な関係を築き、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、家族や飼い主同士、近隣住民と防災について話し合っておくことも必要です。飼い主が不在時のペットの世話や避難を協力し合える関係を作っておきましょう。

(2) 災害時に必要なこと

① 飼い主の安全確保・状況確認

- ・災害時には、飼い主自身が安全を確保し、自身の安全が確保できてからペットの安全を確保してください。
- ・突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動を起こすことがあります。ペットを落ち着かせるとともに、逃走やケガなどに注意してください。リードを付ける、ケージに入れるなどして、ペットの安全に配慮してください。
- ・災害の状況については、ラジオやテレビ、行政のホームページ、松江市防災メールなどから正確な情報を積極的に取得してください。

② 避難先・避難方法の判断

- ・ 飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断します。
- ・ 自宅が危険な場合や避難指示が出ている場合には、飼い主の安全が確保できる範囲において、ペットを連れて避難所等の安全な場所へ避難してください。
- ・ 避難所のほか、車の中での飼育、動物病院やペットホテルなどの一時預け先へ避難する選択肢もあります。ただし、車の中での飼育の際は、温度や湿度が高くなりすぎないように注意して、熱中症などを防ぎましょう。

③ ペットとの同行避難

- ・ 飼い主が避難所等に避難する場合は、ペットと一緒に同行避難します。
- ・ 災害時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難情報などを考えて、飼い主がペットを避難させることが可能かどうか判断してください。

④ ペットの一時飼育スペースの設営への協力（6ページ「基本レイアウト（例）」）

- ・ ペットの飼い主は、避難所運営委員会と協力して、自転車小屋やサッカーゴールにブルーシートで壁を作るなどして、ペットの一時飼育スペースを設営します。室内の飼育が可能と判断された場合には、必要に応じて壁や床をブルーシートなどで覆い、施設が汚れないよう対策を検討しましょう。

⑤ ペット同行避難者の受付への協力

- ・ ペットの飼い主は、ペットの飼い主同士で協力し合いながら、ペット同行避難者の受付や誘導を行います。
- ・ 受付の手順などについては、本手引きの3.4ページを参考にしてください。

⑥ 避難所等でのペットの一時飼育

ペットの飼い主は、以下の点に注意しながら避難所等でペットを一時飼育します。

① 避難した飼い主全員で協力してペットを飼育する。

- ・ 飼育場所とその周辺の清掃・消毒やケージ内外とその周辺の清掃・消毒をする。
- ・ 他の避難者からの苦情やトラブルが発生した場合には、みんなで話し合って解決するように努める。
- ・ ペットの飼育場所だけでなく、避難所全体の運営にも協力する。

- ② 必要なケージや当面の餌は、原則、飼い主が用意する。
- ③ 周囲に配慮し、飼育ルールを守った適正な飼育（9ページの「ペットの飼育ルール（例）」を参考）をする。
- ④ 退所する際は、一時飼育スペースとその周辺の清掃を行ってください。

⑦ ペット同行避難者によるペット家族会の結成

各避難所等において、飼い主同士の協力体制を築くため、ペットの家族会を結成することが望ましいです。

結成や役割などについては、4ページの「ペット家族会結成の呼びかけ」を参考にしてください。